

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月16日（平成27年（行個）諮問第167号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行個）答申第200号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る聴取書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が平成27年特定月日付で不支給決定を受けた休業補償給付支給請求に関して、特定労働基準監督署が調査に使用し、その調査結果を記録した休業補償給付支給請求書、申立書、医師意見書、調査復命書、聴取書及びその他一切の行政文書、個人情報ファイル」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、和歌山労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年5月15日付け和労発基0515第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

請求人にかかる聴取書1通を除く聴取書4通の内、1通は開示されていることからして、不開示の3通についても同様に開示すべきである。また、開示された1通についても録取部分の末尾2行は氏名等を除き開示すべきである。なお、作成して決裁を受けているべき調査復命書の類が皆無と断言しているほど開示されていない。

（2）意見書1

ア 意見（具議）

厚生労働大臣の理由説明書の「3 理由」「（2）不開示情報該当性について」「ア 法14条2号の不開示情報」「②別表に記載した本件対象保有個人情報」のうち、「文書番号5, 8の②, 9及び

21ないし26の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労働請求（原文ママ）に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」の部分及び「エ 法14条7号柱書きの不開示情報」「①別表に記載した本件対象保有個人情報」のうち、「文書番号5, 8の②, 9及び21ないし26の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、上記で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。」の部分から、聴取書4通の開示判断（不開示理由）について異議がある。

イ 異議の概要

理由説明書に記載の「文書番号21, 22, 23, 24」は、聴取書②, ③, ④, ⑤に該当するものであると認める。

この4通の聴取書は、私が労災請求を申し立てた件の関係者4名から調査官がそれぞれ聴き取りをして真正に作成されたものと理解している。

情報公開を受けた4通について、内3通はそれぞれがほぼ全面不開示であり、他1通は氏名、印影などの個人識別情報が不開示であり、その他は開示されているが、末尾2行のみは全面不開示となっている。

そこで、異議の概要について、一つは、4名分4通の内、「ほぼ全面不開示」の聴取書3通（以下「3通」という。）、「末尾2行以外は氏名等以外を開示」の聴取書が1通（以下「1通」という。）となっていることについて、「3通」と「1通」に二分して、「3

通」を全面不開示，「1通」を部分開示と極端に違う開示に区分したことの理由が「理由説明書」記載の法的根拠，不開示理由に一切記載されていない。

不開示理由として，「開示することで，被聴取者4名が不当な干渉を受け，権利利益を害されるおそれがあり，加えて，心理的に大きな影響を受け，認識事実等の申述をちゅうちょし，申述を意図的に忌避して，労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」となっているが，4通の内，「1通」の申述書は，上記の「おそれ」がないものとして部分開示され，「3通」を「おそれ」があるものとして不開示と，大差ある開示処分としたことの説明がついていない。よって，二分した開示は不合理であり，4通は同様に開示されるべきであることから，「1通」が部分開示されている以上「3通」も部分開示されるべきである。

一つは，「末尾2行以外は氏名等以外を開示」の「1通」については，「被聴取者が不当な干渉を受けることはなく，権利利益を害されるおそれがなく，加えて，心理的に大きな影響を受けることがなく，認識事実等の申述をちゅうちょすることなく，意図的に申述を忌避することがない。」と判断された結果，部分開示されたものと推察するが，末尾2行のみが全面不開示となっていることに「理由説明書」記載の法的根拠，理由等では一切説明がなされていない。

よって，2行を開示することで，被聴取者が「不当な干渉を受け，権利利益を害されるおそれがあり，加えて，心理的に大きな影響を受け，認識事実等の申述をちゅうちょし，申述を意図的に忌避して，労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」に該当する申述内容があれば格別，無いのであれば，2行については，それ以外と同様に氏名等以外は全面開示されるべきであるというものである。

ウ 異議に対する推察

上記の意見（異議），異議の概要について，何故，「3通」がほぼ全面不開示なのか，「1通」の末尾2行が全面不開示なのかを推察するに，労働基準監督署調査官等の恣意的なものが影響していないかと考える。

「3通」は，事業場側に全面的に有利な内容であり，私には全面的に不利となる内容で構成されていることから全面不開示となったものとするが，本来，園長については，労働者保護の観点からすれば中立的立場であるはずのところ，「私が申し立てるような出来事はなかった。」と明確に申述していると考えられる。

また，私が指摘している当事者2名は，「私が申し立てるような出

来事はなかった。」と、当然、明確に、反論、申述していると考え
る。つまり、3名については、申し合わせ等により、虚偽誇張の申
述を行っている疑いがあり、調査官はその申述をそのまま録取して
いるものと推察する。

また、「1通」は、私側の有利性を決定付けるまでの内容と読み取
れるものではないが、事業場側には不利となる具体的内容が録取さ
れている。しかし、「1通」の末尾2行が全面不開示であることから、
私の労災不支給決定にかかる決定的内容について録取されているか、
或いは、末尾に署名押印がないことから被聴取者が申述してい
ないことが録取されているなど、私にとっては愕然とするような
不合理な内容であるものと考え、労働基準監督署としては、開示不
都合なものではないかと推察するものである。

エ 要望意見

上記のとおり、「3通」については、被聴取者が真実を申述し、か
つ、真正に作成されたものであれば、「1通」が部分開示されてい
る以上、同様に氏名等以外は開示すべきことが労災認定に関して公
正さを確保するものであると考え、「3通」について「1通」同様に
各通それぞれの部分開示を要望する。

また、「1通」の末尾2行のみを全面不開示とする意味について、
法的根拠、理由からは決定に至る根拠が全く理解できず、この2行
を氏名等以外について全面開示することを要望する。

「理由説明書」に対する意見を整理すると、「3通」対「1通」と
二分して、全面不開示と部分開示していることの理由について「理
由説明書」の内容からは不十分であり、二分せずに「3通」につい
ても「1通」同様に部分開示をお願いしたい。

「1通」について、末尾2行のみを全面不開示とすることの理由が
「理由説明書」の内容では明らかでなく、この2行の部分開示をお
願いしたいということです。

オ その他

参考として、審査請求に提出中の被聴取書「1通」に対する「意見
書」は、末尾添付の「別添」（省略）のとおりである。

(3) 意見書2

厚生労働省平成29年2月20日付けの補充理由説明書には、以前に
意見書（平成27年11月22日付け）を提出して異議を申し上げた部
分に対する理由等が明らかにされていないので、再度同じ趣旨の意見
を申し述べ、同意見に対する理由等をお知らせいただくよう要望致
します。特に聴取書1通の最終行2行が全て不開示となっている理
由を明らかにしていただくよう要望致します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年4月21日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日付けで不支給決定を受けた休業補償給付支給請求に関して、特定労働基準監督署長が調査に使用し、その調査結果を記録した休業補償給付支給請求書、申立書、医師意見書、調査復命書、聴取書およびその他一切の行政文書、個人情報ファイル」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年7月18日付け（同月21日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで不支給決定を受けた休業補償給付支給請求に関して、特定労働基準監督署長が調査に使用し、その調査結果を記録した休業補償給付支給請求書、申立書、医師意見書、調査復命書、聴取書およびその他一切の行政文書、個人情報ファイルである。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- ① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号6、7、8の①、10、11、13、14、18の①、30の①、32、33の①、34及び37の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- ② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5、8の②、9及び21ないし26の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以

外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

- ① 別表に記載した情報のうち、文書番号3, 18の②, 28, 30の②, 31, 32, 33の②及び35の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- ② 別表に記載した情報のうち、文書番号30の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号30の③の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5, 8の②, 9及び21ないし26の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記イ(ア)②で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大

きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年10月16日付け厚生労働省発基1016第1号により諮問した平成27年（行個）諮問第167号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

3 理由

(2) 不開示情報該当性について

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

- ② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号30の③及び32の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、3(2)イ②で既に述べたところである。さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。

したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下の表のとおり追加・修正する（下線部分が追加・修正部分）。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条該当号)			
			2号	3号イ	3号ロ	7号
30	資料提出について	①氏名	○			
		②印影部分		○		
		③9行目ないし12行目, 15行目4文字目ないし6文字目, 8文字目ないし26文字目		○	○	○
32	組織図	本人に係る記載部分を除く不開示部分	○	○		○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年10月16日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年11月13日 審議
- ④同月27日 審査請求人より意見書1及び資料を收受
- ⑤平成29年1月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施, 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥同年2月20日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦同年3月7日 審査請求人より意見書2を收受
- ⑧同月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が平成27年特定月日付で不支給決定を受けた休業補償給付支給請求に関して、特定労働基準監督署が調

査に使用し、その調査結果を記録した休業補償給付支給請求書、申立書、医師意見書、調査復命書、聴取書及びその他一切の行政文書、個人情報ファイル」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号40の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書番号3（不備返戻照会付箋等）、文書番号18（療養の給付歴について(回答)）②、文書番号28（傷病手当金の法定満了日について）、文書番号30（資料提出について）②、文書番号31（出勤簿①）、文書番号33（健康診断票）②及び文書番号35（就業規則等）の不開示部分について

当該不開示部分は、特定事業場及び特定団体の印影である。

ア 当該不開示部分のうち、文書番号18の印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ その余の部分については、審査請求人が提出した文書に押印された印影又はそれと同一の印影であることから、審査請求人の知り得る情報であると認められ、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

- (2) 別表に掲げる文書番号5（精神障害の業務起因性判断のための調査復命書）、文書番号8（意見書①）②及び文書番号9（医学的知見の要否

等に係る調査復命書)の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災給付請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び被聴取者の氏名(氏のみの場合を含む。)及び役職であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、被聴取者の氏名(氏のみの場合を含む。)及び役職(下記イの部分を除く。)については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 当該不開示部分のうち、文書番号5の1頁並びに18頁12行目、13行目及び16行目ないし18行目の不開示部分、文書番号8の4頁26行目、27行目、32行目、33行目及び35行目の不開示部分並びに文書番号9の1頁の不開示部分については、審査請求人が申述した内容と同一の内容であり、審査請求人が承知している内容であると認められることから、法14条2号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ 当該不開示部分のうち、文書番号5の「調査結果」欄、「認定事実」欄及び「専門医の意見」欄、文書番号8の5頁ないし7頁並びに文書番号9の「調査結果」欄及び「認定事実」欄の不開示部分(上記ア及びイを除く。)については、これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 当該不開示部分のうち、文書番号5の22頁及び文書番号9の20頁「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄には、

特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) 別表に掲げる文書番号6（労働時間集計について①）、文書番号7（補償給付調査復命書）、文書番号8（意見書①）①、文書番号10（労働時間集計について②）、文書番号11（資料目次）、文書番号13（意見書②）、文書番号14（診療録）、文書番号18（療養の給付歴について（回答））①、文書番号30（資料提出について）①、文書番号33（健康診断票）①、文書番号34（賃金台帳）及び文書番号37（残業申請書等）の不開示部分について

当該不開示部分は、審査請求人以外の第三者の氏名（氏のみの場合を含む。）、役職、署名及び印影であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち、文書番号6の3頁、文書番号10の3頁、文書番号18の1頁及び文書番号30の不開示部分は、審査請求人の出席した研修に出席した者、審査請求人の勤務していた事業場の理事長の氏名（氏のみの場合を含む。）等、審査請求人が承知している又は知り得る情報と認められることから、法14条2号ただし書きイに該当し、開示すべきである。

イ その余の部分については、法14条2号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (4) 別表に掲げる文書番号21（聴取書②）、文書番号22（聴取書③）、文書番号23（聴取書④）、文書番号24（聴取書⑤）、文書番号25（電話聴取書①）及び文書番号26（電話聴取書②）の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官が本件労災給付請求に対する処分に当たり、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び

被聴取者の住所，職業，氏名，生年月日，年齢，事業場等名，電話番号，署名及び印影であり，それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 当該不開示部分のうち，被聴取者の住所，職業，氏名，生年月日，年齢，事業場等名，電話番号，署名及び印影については，審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 聴取内容の不開示部分のうち，文書番号21の1頁19行目16文字目ないし19文字目並びに4頁4行目16文字目ないし18文字目及び17行目11文字目ないし13文字目については，原処分で既に表示されている情報から推認できる内容であり，審査請求人が知り得る情報であると認められ，法14条2号ただし書イに該当する。また，同様の理由により，これを開示しても，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから，同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

その余の部分については，これらを開示すると，被聴取者が，労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることと認められることから，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書番号30（資料提出について）③の不開示部分について

当該不開示部分は，労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて，特定事業場から提出された文書の不開示部分である。これを開示すると，事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ，事実関係を把握することが困難となり，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることと認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条3号イ

及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 別表に掲げる文書番号 3 2 (組織図) の不開示部分について

当該不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて、特定事業場から提出された資料の不開示部分であり、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号及び 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、和歌山労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、和歌山労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については、開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 1 4 条 2 号、3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同条 3 号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別 表

文書番号	1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 (法14条該当号)				4 開示すべき部分
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	
1	休業支給決定決議書	—					—
2	休業補償給付支給請求書等	—					—
3	不備返戻照会付箋等	4頁, 5頁, 9頁及び10頁の印影部分		○			全て
4	療養(補償)給付たる療養の給付変更決定決議書	—					—
5	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	不開示部分全て(19頁専門医意見欄, 項番4 3行目35文字目, 4行目4文字目ないし10文字目を除く。)	○			○	1頁並びに18頁12行目, 13行目及び16行目ないし18行目の不開示部分
6	労働時間集計について①	不開示部分全て	○				3頁の不開示部分
7	補償給付調査復命書	4頁不開示部分	○				なし
8	意見書①	① 2頁不開示部分	○				なし
		② 4頁以降の不開示部分全て(7頁項目44行目16文字目, 2	○			○	4頁26行目, 27行目, 32行

		8文字目ないし34文字目を除く。)					目, 33行目及び35行目の不開示部分
9	医学的知見の要否等に係る調査復命書	不開示部分全て	○			○	1頁の不開示部分
10	労働時間集計について②	不開示部分全て	○				3頁の不開示部分
11	資料目次	不開示部分全て	○				なし
12	本人申立書	—					—
13	意見書②	不開示部分全て	○				なし
14	診療録	11頁の氏名及び印影部分	○				なし
15	診療録の写しの提供依頼について①	—					—
16	診療録	—					—
17	診療録の写しの提供依頼について②	—					—
18	療養の給付歴について(回答)	① 1頁氏名	○				全て
		② 1頁印影部分		○			なし
19	療養の給付歴について(照会)	—					—
20	聴取書①	—					—

2 1	聴取書②	不開示部分全て	○			○	1 頁 1 9 行 目 1 6 文字 目 ないし 1 9 文字目 並 びに 4 頁 4 行 目 1 6 文 字 目 ないし 1 8 文字目 及び 1 7 行 目 1 1 文字 目 ないし 1 3 文字目
2 2	聴取書③	不開示部分全て	○			○	なし
2 3	聴取書④	不開示部分全て	○			○	なし
2 4	聴取書⑤	不開示部分全て	○			○	なし
2 5	電話聴取書①	不開示部分全て	○			○	なし
2 6	電話聴取書②	不開示部分全て	○			○	なし
2 7	日誌の写し	—					—
2 8	傷病手当金の 法定満了日に ついて	2 頁, 4 頁, 6 頁, 8 頁, 1 0 頁, 1 2 頁, 1 4 頁, 1 6 頁, 1 8 頁, 2 0 頁及び 2 2 頁 の印影部分		○			全て
2 9	労災保険給付 請求に関する 資料等の提出 依頼について	—					—
3 0	資料提出につ いて	①氏名	○				全て
		②印影部分		○			全て

		③ 9行目ないし12行目, 15行目4文字目ないし6文字目及び8文字目ないし26文字目		○	○	○	なし
3 1	出勤簿①	印影部分		○			全て
3 2	組織図	本人に係る記載部分を 除く不開示部分	○	○		○	なし
3 3	健康診断票	① 1頁及び3頁の印影 部分	○				なし
		② 2頁及び4頁の印影 部分		○			全て
3 4	賃金台帳	1頁個人名部分	○				なし
3 5	就業規則等	1頁印影部分		○			全て
3 6	出勤簿②	—					—
3 7	残業申請書等	個人名及び印影部分	○				なし
3 8	補償給付調査 復命書②	—					—
3 9	地方労災医員 協議会におい て協議を求め る事案の送達 について	—					—
4 0	地方労災医員 協議会の開催 について	—					—